

2003年9月4日の記者会見メモ
(ボクシングの問題について)

JSAA 機構長 道垣内 正人

本日理事会が開催され、事業報告等とともに、日本アマチュアボクシング連盟に対する仲裁申立て案件について協議されました。

すでにご存じの通り、本年8月6日、日本アマチュアボクシング連盟から選手登録抹消の決定を受けた選手からその決定の取消しを求める仲裁申立てがなされましたが、同月8日、同連盟は仲裁には応じない旨の回答をしました。もとより、仲裁は当事者の合意に基づくものであります。したがって、スポーツ界のためには迅速かつ低廉な費用でできるスポーツ仲裁をご利用頂けないことは残念ではあるものの、機構としては致し方ないと考えております。今後とも競技団体のご理解を得て、スポーツ仲裁の意義を認めて頂く努力を続けていくほかないところであります。

しかし、報道によりますと、同連盟が仲裁に応じない理由を説明されているようであり、その中にはスポーツ界に悪影響を与えるおそれがあり、看過することができない点がいくつかございました。そこで、同月14日、仲裁不同意に至った真意又はその背景事情を問い合わせる書簡を同連盟宛に発信いたしました(これは JSAA のウェブサイトに掲載しております)。

これに対し、同月8月30日、同連盟からの返信がございました。その概要は概ね次の通りであります。

- (1) 本件では事実関係に争いがなく、法律判断が中心となる場所、その専門である裁判官に判断を委ねるべきであると考えること。
- (2) 仲裁は1回限りの判断であって、上訴がない点で、訴訟とは異なること。
- (3) 本件では事実関係に争いがないので、裁判であっても、一般の事件に比べてかなり短期に終結すると思われること。
- (4) アマチュア規定の解釈・適用にあたっては、その背景事情を十二分に斟酌してなされるべきであり、仲裁ではなく、裁判による方が適切であること。
- (5) 日本においては、和解の斡旋のような手続がなされるのが通常であり、仲裁は例外的なものであり、なじみにくいこと。
- (6) ただし、本件は裁判がよいと判断するものの、事例によっては仲裁に応ずることは考えていること。

これについて、理事会で協議した結果、JSAA としては、次の通りの対応をとることといたしました。

- (1) 同連盟に対しては、見解相違につき JSAA の立場を説明した書簡をお送りする。
たとえば、本件については事実に関する争いはないので、裁判でも比較的早く解決がつく事件であるとされているが、上訴まで考えると、選手生命との関係で到

底実効的な解決は望めないと思われること、また、黒白を付ける仲裁ではなく、和解の斡旋のような手続の方がなじみやすいとされているが、競技団体と競技者という当事者間に力の差が大きい紛争を対象としており、不服申立てに応じてもらえなかった競技者が申し立ててくる事件を対象としている以上、第三者が黒白を付けることこそが求められていると思われること、といった点を指摘する。

(2) 見解の相違の最大の点は、本件について裁判ができるのか否かについてであり、JSAA としては、訴えを提起しても却下(門前払い)されると考えているが、この点、民事訴訟法の専門家の見解を伺う。

(3) スポーツ界の仲裁についてのご理解を深めて頂くための活動を今後とも鋭意続ける。

以上であります。

なお、ついでながら、同連盟は8月30日付の書簡では仲裁に応じない旨の決定をした理由にはされていませんが、先に報道されました点のうち、この機会に次の点を申し上げておきたいと思います。

「仲裁人には法律専門家でない方もいるので仲裁判断に問題が出る場合もある」との点については、現在、仲裁人候補者リストに掲載されている方は大学で法律の講義をされている教授・助教授と弁護士の方々であり、すべて法律の専門家であります。また、このリストは拘束的なものではなく、当事者が希望し、それに合理性があれば、リスト以外の方でも仲裁人とすることができます。

また、「仲裁人が規則の解釈に必ずしも精通しているとは思えない」との点については、裁判官もスポーツ法に精通しているとは思えないのですが、それはともかくとして、今後、JSAA としては、スポーツ法研究会等を通じて、仲裁人のスポーツ法についての理解を深め、そのような懸念を持たれることのないような体制にしていく努力をしていきたいと思っております。

以上